

# 会計事務所限定セミナー開催！

## 税理士のための相続税申告業務と 並行して行う不動産実務

先生方は、税理士業務の中で、不動産が絡む案件はどのように対応されていますか？例えば、土地を何箇所も持っている地主が相続税の納税資金確保のために不動産を売却する必要があるような状況で、どの土地を売却し、どの土地を残し活用をしていけば、中長期にわたって資産を残し続けることができるか。最適なアドバイスをするためには税制の知識もちろん大事ですが、**借地借家法、民法、建築基準法等の不動産固有の法的知識、そして現場の実務知識**を持ち合わせる事が不可欠となります。最も良くないと私たちが感じるのは相続を知らない一般の不動産業者に売却の相談をすることです。資産の全体最適は無視され、単に、売りやすい土地を売られて終わりということにもなるでしょう。相続特有の不動産分割、納税戦略及び税務が絡む不動産知識がないからです。そういった不動産業者に相談が行く前に、我々士業が相談にのれるようになる。**我々士業がもっと「不動産リテラシー」を持つことが求められている**と感じます。今回は、税理士が相続税申告業務と並行して行う、更には税理士さんのポジションで税理士さんの「収益」にもつながる不動産相続実務の「フロント業務」についてお伝えします。講師は、株式会社ファルベ 代表取締役 石川真樹氏。不動産鑑定会社の東京プレイザル出身の不動産コンサルタントで、士業目線を強くもっており、士業向けセミナーの評価もとても高い方です。7月の相続・事業承継サミット2019への講師登壇も決まっています。相続・不動産に精通してしたい税理士さんにとって必須といえる不動産実務のノウハウを大公開します。ぜひ、ご受講ください。

### ◆セミナー内容◆

- ✓ 不動産(遺産)分割の盲点
- ✓ 遺産分割の仕方で不動産売却が大きく変わる？
- ✓ 「地積規模の大きな宅地」をどうするか
- ✓ 遺産分割は「収益不動産(貸家建付地)」が一番難しい！
- ✓ 失敗事例から学ぶ！地主の相続対策でしなければならないこと
- ✓ 筆単位と評価単位は合致していますか？
- ✓ 建築基準法上の建物敷地範囲を把握していますか？
- ✓ 抵当権はどの筆に及んでいますか？
- ✓ 争わせないために必要な不動産対策
- ✓ 節税目的の不動産購入はあり得ない！
- ✓ フルローンの不動産購入は投資ではない！
- ✓ アパート経営は、相続対策になりえるのか？
- ✓ 貸家建付地と収益不動産の関係 他

### ★開催日時・内容

2019年8月8日(木) 18:00-20:00

### ★開催場所

東京都港区新橋2-1-1 山口ビルディング5階 TRINITY LABO.

### ★参加費

お1人様 5,000円(当日現金にて)

※TRINITY LABO.有料会員の方は無料でご参加いただけます。

<講師> 株式会社ファルベ 代表取締役 石川 真樹氏



### FAX お申し込みフォーム

会計事務所名 \_\_\_\_\_ お名前 \_\_\_\_\_ 参加人数 \_\_\_\_\_ 名様  
 ご住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ FAX番号 \_\_\_\_\_  
 メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_  今後FAXによるご案内の停止する。

**FAX番号：03-6740-1876**



TRINITY LABO.

主催：TRINITY LABO. (トリニティラボ)

運営：司法書士法人トリニティグループ

東京司法書士会所属 法人No.11-00260 代表社員 磨和寛

〒105-0004 東京都港区新橋2-1-1 山口ビルディング9階

問合せ担当：平野・森・牧野 TEL: 03-6268-8881



詳細はこちら

## 税理士のための相続税申告業務と 並行して行う不動産実務

先生方は、税理士業務の中で、不動産が絡む案件はどのように対応されていますか？例えば、土地を何箇所も持っている地主が相続税の納税資金確保のために不動産を売却する必要があるような状況で、どの土地を売却し、どの土地を残し活用をしていけば、中長期にわたって資産を残し続けることができるか。最適なアドバイスをするためには税制の知識もちろん大事ですが、**借地借家法、民法、建築基準法等の不動産固有の法的知識、そして現場の実務知識**を持ち合わせる事が不可欠となります。最も良くないと私たちが感じるのは相続を知らない一般の不動産業者に売却の相談をすることです。資産の全体最適は無視され、単に、売りやすい土地を売られて終わりということにもなるでしょう。相続特有の不動産分割、納税戦略及び税務が絡む不動産知識がないからです。そういった不動産業者に相談が行く前に、我々士業が相談にのれるようになる。**我々士業がもっと「不動産リテラシー」を持つことが求められている**と感じます。今回は、税理士が相続税申告業務と並行して行う、更には税理士さんのポジションで税理士さんの「収益」にもつながる不動産相続実務の「フロント業務」についてお伝えします。講師は、株式会社ファルベ 代表取締役 石川真樹氏。不動産鑑定会社の東京プレイザル出身の不動産コンサルタントで、士業目線を強くもっており、士業向けセミナーの評価もとても高い方です。7月の相続・事業承継サミット2019への講師登壇も決まっています。相続・不動産に精通してしたい税理士さんにとって必須といえる不動産実務のノウハウを大公開します。ぜひ、ご受講ください。

### ◆セミナー内容◆

- ✓ 不動産(遺産)分割の盲点
- ✓ 遺産分割の仕方で不動産売却が大きく変わる？
- ✓ 「地積規模の大きな宅地」をどうするか
- ✓ 遺産分割は「収益不動産(貸家建付地)」が一番難しい！
- ✓ 失敗事例から学ぶ！地主の相続対策でしなければならないこと
- ✓ 筆単位と評価単位は合致していますか？
- ✓ 建築基準法上の建物敷地範囲を把握していますか？
- ✓ 抵当権はどの筆に及んでいますか？
- ✓ 争わせないために必要な不動産対策
- ✓ 節税目的の不動産購入はあり得ない！
- ✓ フルローンの不動産購入は投資ではない！
- ✓ アパート経営は、相続対策になりえるのか？
- ✓ 貸家建付地と収益不動産の関係 他

#### ★開催日時・内容

2019年8月6日(火) 18:00-20:00

#### ★開催場所

大阪市北区梅田3-4-5 毎日インテシオ4階【会議室F】

#### ★参加費

お1人様 5,000円(当日現金にて)

※TRINITY LABO.有料会員の方は無料でご参加いただけます。

<講師> 株式会社ファルベ 代表取締役 石川真樹氏

FAXお申し込みフォーム

会計事務所名 \_\_\_\_\_ お名前 \_\_\_\_\_ 参加人数 \_\_\_\_\_ 名様  
 ご住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ FAX番号 \_\_\_\_\_  
 メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_  今後FAXによるご案内の停止する。

**FAX番号：06-7635-8067**



TRINITY LABO.

主催：TRINITY LABO. (トリニティラボ)

運営：司法書士法人トリニティグループ

大阪司法書士会所属 法人No.28-00183 特定社員 新倉由大

〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 毎日新聞ビル4階

問合せ担当：新倉・井上・三宅 TEL:06-6131-8911



詳細はこちら